

○門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則

平成25年 3月25日門真市教育委員会規則第 1号

改正

平成26年 3月26日門真市教委規則第 9号

平成27年 3月27日門真市教委規則第 9号

平成27年11月27日門真市教委規則第16号

平成28年 3月25日門真市教委規則第 6号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 条例別表 2 の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

第 3 条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第 4 条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 門真市幼児教育振興検討委員会規則(昭和58年門真市教育委員会規則第8号)

(2) 門真市学校適正配置審議会規則(平成10年門真市教育委員会規則第4号)

(3) 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成13年門真市教育委員会規則第1号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項に掲げる規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、それぞれこの規則の規定により委員として引き続き在任するものとし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期にかかわらず、前項の規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。

- 4 この規則の施行の際現に附則第2項に掲げる規則の規定により定められた会長等又は副会長等である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条第1項の規定により会長等又は副会長等として定められた者とみなす。

附 則（平成26年3月26日門真市教委規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に門真市附属機関に関する条例施行規則（平成25年門真市規則第16号。以下「附属機関規則」という。）の規定により門真市子ども・子育て会議の委員に委嘱されている者は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の規定により門真市教育委員会から委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同規則別表の任期の欄に掲げる任期に関わらず、附属機関規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。
- 3 この規則の施行の際現に附属機関規則の規定により定められた委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日に、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第4条第1項の規定により委員長又は副委員長として定められた者とみなす。

附 則（平成27年3月27日門真市教委規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日門真市教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日門真市教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市学校適正配置審議会	会長 副会長	20人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 学校関係者	2年	学校教育 部教育総 務課

門真市教育委員会点検・評価検討委員会	委員長 副委員長	3人以内	(1) 学識経験者	委嘱又は任命の日から当該報告書の作成を終了する時まで	学校教育 部教育総 務課
門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 門真市立学校長 (3) 本市の職員	1年	学校教育 部学校教 育課
門真市幼児教育振興検討委員会	委員長 副委員長	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係者の代表 (3) 市民の代表	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	こども未 来部保育 幼稚園課
門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1) 門真市立義務教育諸学校の校長 (2) 関係者の代表 (3) 本市の職員	1年	学校教育 部学校教 育課
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	委員長 副委員長	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 文化団体を代表する者 (3) 体育団体を代表する者 (4) 門真市立図書館協議会を代表する者 (5) 門真市公民館運営審議会を代表する者 (6) 門真市社会教育委員を代表する者	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	生涯学習 部生涯学 習課

			(7) 門真市スポーツ推進委員を代表する者		
門真市中学生 海外派遣研修 事業委託事業 者選定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	2年	生涯学習 部生涯学 習課
門真市めざせ 世界へはばた け事業推進委 員会	委員長 副委員長	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	2年	生涯学習 部生涯学 習課
門真市子ども ・子育て会議	委員長 副委員長	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 地域福祉団体等を代表する者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 保護者の代表 (6) 事業者を代表する者 (7) 労働者を代表する者 (8) 子育て関係事業の実施に関係のある者 (9) 市民の代表 (10) 関係行政機関の職員	2年	こども未 来部こど も政策課
門真市立放課 後児童クラブ 運営事業委託 事業者選定委 員会	委員長 副委員長	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 門真市立学校長 (4) 本市の職員	委嘱又は任 命の日から 当該委託事 業者の選定 を終了する 時まで	こども未 来部子育 て支援課
門真市子ども 読書活動推進	委員長 副委員長	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 門真市PTA協議会を代表する	委嘱又は任 命の日から	生涯学習 部図書館

計画審議会			者 (3) 門真市社会教育委員を代表する者 (4) 門真市図書館協議会を代表する者 (5) 本市の職員	当該諮問に係る答申が終了する時まで	
門真市教育振興基本計画策定委員会	委員長副委員長	13人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者の代表 (3) 門真市立学校長 (4) 門真市立学校教員 (5) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで	学校教育総務課
(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会	委員長副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	生涯学習部生涯学習課
門真市魅力ある教育づくり審議会	会長副会長	11人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 門真市立学校長 (4) 門真市立学校教員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで	学校教育総務課
門真市児童福祉審議会	委員長副委員長	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 児童福祉事業に従事する者	2年	こども未来部こども政策課

一部改正〔平成26年門真市教委規則9号・27年9号・16号・28年6号〕